

レンタルサービス規約

1. 本規約について

本規約は、お客様（以下、会員という）と山信商事株式会社（以下、当社という）との間において、当社が運営するレンタルサービスの利用について定めるものです。会員は、当レンタルサービスを利用するにあたっては、当規約に同意し、遵守するものとします。また、当社は、会員の承諾を得ることなく、本規約の変更を予告なく行うことができ、本規約の変更を行った場合は、その変更内容及び変更期日を本サイトに掲示、またはその他当社が適当と判断する方法で会員にすみやかに通知します。

2. 会員登録について

当社のレンタルサービスの会員になる為には、当社の手続きに従って、会員登録手続きを行ってください。会員登録の手続きが完了した時点で、本規約の内容を承諾したものとみなします。

会員登録は、必ずご本人の正確な情報を登録してください。登録していただいた情報が変更になった場合、当該会員はすみやかにその旨を当社に申告し、所定の変更手続きを取るものとします。利用登録内容の変更を怠ったために当社に損害を生じさせた場合、その損害を賠償する責任を負担するものとします。また、利用者に不利益が生じることがあっても、理由を問わず一切の責任を負いません。

3. レンタル契約の成立について

レンタルサービスの会員が弊社にお越しいただき、商品と弊社が発行する貸出伝票を受け取った時点でレンタル契約が成立します。

なお、会員および当社は、レンタル契約を遵守し、誠実に履行するものと致しますが、当社が適当と認めない場合、契約が成立しない場合がありますので、その点はご了承ください。また、契約不成立の場合、当社は会員に対し理由を説明する義務を負わないものとします。

4. レンタル商品について

当社が運営するレンタルサービスにおける取扱商品は以下のとおりです。

衣料品、バック、ベルト、ネクタイ、ハット、キャップ、アクセサリー、シューズ、ブーツ、サンダル、キャンドル、その他小道具、大道具等

5. 営業時間およびレンタル期間について

当社の営業時間および基本レンタル期間は次のとおりとします。

① 営業時間

日曜祝祭日および当社休日を除く、月曜日から土曜日までの午前10時から午後19時まで

② 基本レンタル期間

レンタル契約成立日（会員が当社より商品を持ち出した日）から3泊4日

6. レンタル料金およびその他料金等の支払い方法について

① 基本レンタル料金（3泊4日）：サイトおよび商品タグに記載されている金額（消費税別）

ただし、以下のア）～イ）の場合については、割引料金の適用を致します。

ア）お持ちだし当日のご返却：基本レンタル料金の20%割引

イ）お持ちだし翌日（1泊）のご返却：基本レンタル料金の10%割引

② 基本料金の支払い方法

1) 現金

上記いずれの場合も、お支払いは当社でのご返時となります。翌日以降のお支払い(後払い)は出来ませんのでご了承ください。

③ その他料金等の支払いについて

ア）クリーニング、修繕費用、およびキャンセル料並びに返却不能商品の売買代金については、各伝票に記載された商品を、当社ご返却されたときに、お支払いください。また、そのお支払いにつきましては、現金のみのお支払いとなります。

イ）その他料金等の支払遅延について、会員が商品返却時に支払わないときは、商品返却日から支払い済みまで、年14.6%の割合による遅延損害金（1年に満たない場合は日割り計算をします）を別途お支払いいただきます。

7. レンタル期間の延長について

基本レンタル期間を越えて商品をレンタルされる場合は以下のとおりとします。

① 延長をする場合は、レンタル期間が満了する前日迄にお申し出下さい。

② 延長をする場合は、延長1日あたり基本レンタル料金の10%の延長料金が発生します。

③ 延長料金のお支払い方法は、ご返却時に基本レンタル料金と一緒にお支払いください。

8. レンタル商品の返却について

レンタル商品のご返却は、原則、当社でのご返却のみとなります。やむを得ず、運送便にてご返却いただく場合には、あらかじめご連絡の上、当社社員の指示に従うようお願い致します。

なお、当社の許可なく運送便にてご返却された場合には、正式なご返却とは認められません。自動的にレンタル期間の延長を希望したとみなし、基本レンタル期間終了後は、延長料金が発生しますので、ご注意ください。

また、レンタル期間（基本レンタル期間もしくは割引を適用した際のレンタル期間）の終了前にご返却いただいた場合でも、レンタル料金等のご返金は致しません。

9. レンタル商品の返却未了の場合について

レンタル商品の返却がされない場合についての取り扱いは以下の通りとします。

① 会員が基本レンタル期間経過後、90日（土日祝祭日及び当社休日を含みません）を過ぎても商品を返却しない時は、当社は、当社の一方的な意思表示により、当該返却未了の商品につき、当社指定の買取価格を売買代金とする売買契約を、会員との間で成立させることができるものとします。この場合、会員は、当社に対し、基本レンタル料金及び延長料金のお支払いに加えて、当社指定の売買代金を一括して支払うものとします。

② ①の意思表示は、当社が当該会員の登録申込書に記載されている住所、または登録後に変更の届出がなされた住所に宛てた通知書をもって行い、会員が同通知書を現実に受領したときはその時点で、受領しなかったときは発送から1週間が経過した時点で、会員に到達したものとみなします。

③ 会員は、②の通知書到達後といえども、直ちに返却未了の商品を弊社に返却し、当社がこれを異議なく受領したときは、売買代金の支払いを免れることができるものとします。

10. 運送および送料について

レンタル商品については、原則、店舗でのお渡しとなりますが、運送便を使用する場合については、以下のとおりとします。発送に要する日数もレンタル日数として計算します。なお送料は、特段の事情のない限り会員の負担となります。

- ① レンタル商品の発送は速やかに行いますが、日本国外および一部の地域や離島につきましては、配送を承れない場合がございます。
- ② 悪天候、災害、渋滞、運送会社の過失等により、指定期日までに商品が届かない場合がありますので、あらかじめご承諾ください。また、万一、遅配が生じた際にも、当社にクレーム、損害賠償の請求等は、一切受付を致しません。
- ③ 送料は会員のご負担となります。ただし商品の不良、瑕疵による返品を送付の場合は除きます。

11. レンタル商品の使用等について

当該レンタルサービス契約にて使用する商品につきましては、以下の項目に従ってご利用いただくようお願い致します。

- ① 商品に関する所有権は当社に帰属しています。所有権以外の権利はデザイナー、メーカー、その他の第三者に帰属します。従って、許可なく、レンタル商品の転貸、譲渡、質入れ等を行うことはおやめください。
- ② 商品の使用については、レンタルをした会員その他、会員が管理監督し、責任のおえる範囲内での使用に限定してください。
- ③ 商品を各種メディアに露出させる場合には、商品および商品を含むすべてのブランドイメージを損なわないよう、ご注意ください。
- ④ 商品の使用によって、第三者に与えた損害につきましては、当社では一切責任を負いません。
- ⑤ 会員は、商品の使用について、善良なる管理者の注意をもってこれを取扱い、商品の保管、品質の維持等に要する費用を負担するものとします。
- ⑥ レンタル商品を元とした模倣品や模造品、さらには複製品等を作成する行為はおやめください。万が一、そういった行為が発覚した場合には、損害賠償を請求致します。

12. レンタル商品の汚損、紛失等について

レンタル商品の汚損、紛失等の扱いにつきましては、以下のとおりとします。

- ① 会員もしくは第三者において、商品の価値を毀損するような汚損（ダメージ）、もしくは商品を紛失させた場合については、当社が指定した買取価格にてお買取りいただきますので、あらかじめご了承ください。
- ② 汚損（ダメージ）を受けた商品について修理等が可能な場合には、当社にて修理を行いますが、その場合は、基本レンタル料金とは別に修理代金をお支払いいただきます。また、会員が当社の許可なく修理することは認めておりません。
- ③ スーツやセットアップ等の商品で、商品の上下どちらかに修正不可な汚損（ダメージ）もしくは紛失等があった場合には、上下セットを当社の指定した買取価格にて、お買取りいただきます。

13. レンタル商品のクリーニングについて

商品の汚れ（商品の価値を毀損する程の汚損ではない汚れ）に関しましては、当社でクリーニング等を行いますので、そのままご返却ください。ただし、クリーニング代等につきましては、会員の負担となりますのであらかじめご了承ください。また、強い匂い（香水やタバコ等）がついている場合でもクリーニングが必要となります。状態にかかわらず3,000円（税別）からとなります。

なお、その他料金等および遅延損害金の全額をお支払いいただいた場合でも、当社において、当該会員にその他料金等の不払い、または本規約違反のおそれがなくなつたと判断するまで適用され続けます。

14. 反社会的勢力の排除について

会員は、現在および将来にわたり、次のいずれにも該当しないことを表明し、確約することとします。もし、下記のいずれかに該当した場合は、当社は、催告のみならず通知も行なわずレンタル契約を直ちに解除することができるものとし、これにより会員に損害が生じた場合にも、当社は何らの責任も負担しないこととします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特

殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）

- ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
- ③ 自己または第三者の不正利益目的や第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
- ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係者
- ⑤ 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求を行うこと
- ⑥ 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害すること
- ⑦ その他①から⑥に準ずる行為を行うこと

15. 不可抗力について

天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他、当社の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の当社人の履行遅延または履行不能については、当社は何らの責任をも負担しないものとします。

また、その場合、当社は会員に対し通知の上、レンタル契約の全部または一部を変更または解除することができるものとします。

16. 損害賠償額の範囲・免責について

当社が本規約に違反し、またはレンタル契約の履行を怠り、会員に損害を生じたときは、会員自身に直接生じた損害をその全損害とみなし、これを賠償するものとします。この会員の損害には、逸失利益、派生的損害および間接損害は含まれません。また、当社が会員に賠償する額は、事故等があったレンタル契約にかかる商品の基本レンタル料金を上限とし、万一、会員にこれを超える額の損害が生じていた場合でも、当社は免責されるものとします。

17. 規約及び本サービスの変更及び廃止について

当社は、予告なく本規約および本サービスの内容を変更し、または廃止することがあります。本規約に変更があったときは、変更後の注文から新規約が適用されます。

18. 準拠法および管轄裁判所について

このレンタル契約についてのすべての紛争に関する法律および管轄裁判所は、仙台簡易裁判所または仙台地方裁判所を専属的合意管轄とする。

19. 付則

本レンタルサービス規約は、2025年3月以降に締結されるレンタルサービス契約について適用されます。